

令和6年度山形県自転車ヘルメット購入事業費補助事業実施要領

第1 目的

この要領は、令和6年度山形県自転車ヘルメット購入事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、補助金交付の適正な事務執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業協力店の登録資格等

- 1 事業協力店の登録、変更又は廃止をしようとする事業者は、事業協力店登録（変更・廃止）申請書（別紙1）を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の申請内容を審査し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業協力店として登録をしないものとする。
 - (1) 登録申請事業者等の事業が法令その他公序良俗に反するとき。
 - (2) 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるとき。
 - (3) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているとき。
 - (4) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているとき。

第3 事業協力店の責務

事業協力店は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助対象となる自転車ヘルメットの販売において、適正な申込みを拒まないこと。
 - (2) 本事業の実施により知り得た個人情報の取扱いに当たっては、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の漏えい、滅失、棄損等を防止するために必要な措置を講じること。
 - (3) 本事業の実施により知り得た個人情報を、補助事業以外の利用目的に使用しないこと。
 - (4) その他知事が本事業の趣旨に反すると認める行為をしないこと。
- 2 知事は、事業協力店が前項各号に掲げる事項に反する行為をした場合は、当該事業協力店の登録を取り消すことができる。

第4 関係書類の提出

この要領に関して知事に提出する書類は、防災くらし安心部消費生活・地域安全課に提出するものとする。

第5 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、防災くらし安心部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 事業協力店の登録等の手続については、施行日前においても行うことができる。